貸　金　庫　規　定

１．（格納品の範囲）
（１）　貸金庫・貸渡保護函（以下「貸金庫」という）には次に掲げるものを格納することができます。
①　公社債券、株券その他の有価証券
②　預金通帳、証書、契約証書、権利書その他の重要書類
③　貴金属、宝石その他の貴重品
④　前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
（２）　当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。
（３）　貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
①　現金その他のマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下「マネロン等」という）の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
②　危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの
２．（利用目的の確認）
（１）　貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネロン等の不正利用の防止の観点から、格納品が第１条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で申出を行うこととします。
（２）　貸金庫が、マネロン等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。
３．（契約期間等）
この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する３月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から１か年間継続されるものとします。継続後も同様とします。
４．（使用料）
（１）　貸金庫の使用料は店頭掲示の料率表により、１年分を前払いするものとし、毎年４月の当金庫指定日に借主が指定した預金口座から、払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を１か月としてその月から月割計算により支払ってください。
（２）　使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以後に適用します。
（３）　契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。
５．（鍵・カードの保管）
貸金庫に付属する正鍵とカードは借主が保管します。副鍵は当金庫本部にて厳重に一括保管します。なお、貸金庫の形態によりカードを発行しない場合もあります。
６．（貸金庫の開閉等）
（１）　貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
（２）　貸金庫の形態により、開庫にあたっては、当金庫所定の「保護預け開閉票」（以下「開閉票」という）に届出の印章により記名押印していただく場合もあります。
なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。
（３）　格納品のお出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。
７．（届出事項の変更等）
（１）　カード、印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当金庫は責任を負いません。正鍵・カードを失ったときもしくはき損したときも同様とします。
（２）　届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
８．（カード、印章、鍵の喪失時等の取扱い）
（１）　カード、印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きを行って下さい。なお、正鍵紛失等の貸金庫開閉については、本部で保管する副鍵の取り寄せが必要となるため、お時間を頂戴することとなります。

（２）　正鍵もしくはカードを失った場合またはき損した場合は錠前、カード等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

９．（印鑑照合等）

開閉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお使用される鍵についても当金庫は確認する義務を負いません。

１０．（損害の負担等）

（１）　災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

（２）　前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。

（３）　借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

１１．（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第１２条第３項第１号、第２号ＡからＧおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第１２条第３項第１号、第２号ＡからＧまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

１２．（解約等）

（１）　この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なおカード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第８条に準じて取扱います。

（２）　次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第３条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

①　借主が使用料を支払わないとき
②　借主について相続の開始があったとき
③　借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
④　店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
⑤　借主または代理人がこの規定に違反したとき
⑥　借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
⑦　本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
⑧　法令で定める本人確認等における確認事項や第２条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
⑨　マネロン等、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネロン等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき

（３）　前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との契約を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第１項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。

①　借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
②　借主または代理人が、次のいずれかに該当する場合
　Ａ　暴力団
　Ｂ　暴力団員
　Ｃ　暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
　Ｄ　暴力団準構成員

Ｅ　暴力団関係企業
Ｆ　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
Ｇ　その他前各号に準ずる者

③　借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
Ａ　暴力的な要求行為
Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為
Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
Ｄ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用をき損し、または当金庫の業務を妨害する行為
Ｅ　その他前各号に準ずる行為

（４）　前２項または３項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第４条第３項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第４条第１項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

（５）　第１項から第３項の明渡しが３か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には、廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

（６）　使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは当金庫からこの請求がありしだい支払ってください。

１３．（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

１４．（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。

このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

１５．（譲渡、転貸等の禁止）

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

１６．（規定の変更）

（１）　この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（２）　前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

（2026年4月1日改訂）

東京東信用金庫